



# 名寄市パブリック・コメントに対する 皆さんの「声」をお聞かせください

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」

【地域主権改革一括法（第1次・第2次）】による関係法令の改正に伴い、地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るための義務付けや枠付けの見直しが行われ、施設や公物の設置管理基準などの一部が自治体の条例に委任されることとなりました。

当市においても、地域主権改革一括法に係る条例を整備していくこととなります。

皆さんからご意見をお寄せください。

## ●公表の方法

### (1)名寄市ホームページでの閲覧

URL＝[www.city.nayoro.lg.jp/](http://www.city.nayoro.lg.jp/)  
↓各種情報↓パブリック・コメント

### (2)指定場所での閲覧

市役所（名寄庁舎・風連庁舎・智恵文支所・各担当課）、図書館（名寄本館・風連分館）、北国博物館、市立大学の情報公開コーナー

「および市民文化センター、ふうれん地域交流センター」

## ●意見の提出方法

指定場所に備え付けの「意見提出用紙」に住所と氏名を明記のうえ、持参またはファックス、郵送、電子メールなどで提出してください。

なお「意見提出用紙」はホームページからダウンロードできます。

◆ファックスの場合  
名寄庁舎 Fax01654②4615  
風連庁舎 Fax01655③3450

◆郵送の場合  
名寄庁舎 〒098-8686  
名寄市大通南1丁目1番地  
風連庁舎 〒098-0507  
名寄市風連町西町196番地1

◆メールの場合  
✉[ny-public@city.nayoro.lg.jp](mailto:ny-public@city.nayoro.lg.jp)

## ●提出期限

平成24年11月30日(金)

## ●政策等案の概要

〔第1次地域主権改革一括法関連〕

### 1 名寄市営住宅管理条例の一部改正案

「公営住宅及び共同施設に係る整備基準」「公営住宅の入居資格のうち入居収入基準」について市の基準を定めます。

▼担当 建設水道部都市建築課

名寄庁舎3階  
(内線3354)

### 2 名寄市道路の構造の技術的基準等を定める条例案

「道路の構造の技術的基準」等について市の基準を定めます。

▼担当 建設水道部土木課

風連庁舎2階  
(内線240)

### 3

### 名寄市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例案

「準用河川管理施設等の技術基準」について市の基準を定めます。

▼担当 建設水道部土木課

風連庁舎2階  
(内線240)

### 4

### 名寄市都市公園条例の一部改正案

「住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準」「都市公園の配置及び規模に関する技術的基準」「都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積割合に関する基準」について市の基準を定めます。

▼担当 建設水道部都市建築課

風連庁舎2階  
(内線226)

5

**名寄市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例案(案)**

「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」について市の基準を定めます。

▼担当 建設水道部土木課

風連庁舎2階  
(内線240)

6

**名寄市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例案(案)**

「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準」について市の基準を定めます。

▼担当 建設水道部都市建築課

風連庁舎2階  
(内線226)

問い合わせ

名寄庁舎

01654③2111

風連庁舎

01655③2511



**「名寄市災害時における相互支援に関する条例(案)」に対する市民意見を募集します**

自治体スクラム支援会議(杉並区、小千谷市、東吾妻町、名寄市他)および南相馬市で、災害時に自治体間の水平支援を行うことができるようにし、複数の自治体で連携するなかで支援や支援を求めることができるよう条例を制定するものです。

現在、名寄市パブリック・コメント手続条例に基づき「名寄市災害時における相互支援に関する条例案」を公表していますので、皆さまからご意見をお寄せください。

**政策案の概要**

「名寄市災害時における相互支援に関する条例」について

**公表の方法**

(1)名寄市ホームページでの閲覧

URL=www.city.nayoro.lg.jp/

↓各種情報↓パブリック・コメント

(2)指定場所での閲覧

市役所(名寄庁舎、風連庁舎、智恵文支所)、図書館(名寄本館・風連分館)、北国博物館、市立大学の情報公開コーナーおよび市民文化センター、ふうれん地域交流センター

**意見の提出方法**

指定場所に備え付けの「意見提出用紙」に住所と氏名を明記し、持参、ファックス、郵送、電子メールなどで提出してください。なお「意見提出用紙」は、ホームページからもダウンロードできます。

**ファックスの場合**

Fax 01654②5644

**郵送の場合**

〒096-8686

名寄市大通南1丁目1番地1

名寄市役所総務部参事

(防災・法制・訟務担当) あて

**メールの場合**

✉ny-public@city.nayoro.lg.jp

**提出期限**

平成24年11月30日(金)

▼問い合わせ

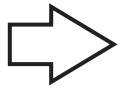
総務部参事(防災・法制・訟務担当)

01654③2111

内線3327

**次の選挙から投票所が変わります**

智南会館・南地区研修センター  
智恵文地区公民館智西分館



智恵文多目的研修センター(智恵文支所)  
に統合します

智恵文地区の関係町内会からの申し出により、比較的有権者数が少ない「智南会館・南地区研修センター」と「智恵文地区公民館智西分館」の今後の投票所としてのあり方について、関係町内会と選挙管理委員会では協議を進めてきましたが、経費節減などのため、次の選挙から両投票所を智恵文多目的研修センターに統合することとなりましたのでお知らせします。(次の選挙の際に改めてお知らせします)

問い合わせ 名寄市選挙管理委員会 01654③2111 内線3322-3329